

事例1-(2)-③	
件名	狂犬病予防注射の実施頻度
改善の方向	厚生労働省は、狂犬病予防注射について、実施頻度の見直しを含めた狂犬病予防注射の在り方を見直す必要がある。
意見・要望等	<p>日本は、50年以上狂犬病が発生していない清浄国であるが、1年に1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられている。予防注射は必要なものではあるが、1年に1回の接種義務付けは過度な規制であり、緩和することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(保健所)</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	<p>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）</p> <p>狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）</p>
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>犬の所有者は、犬を取得した日から30日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長又は区長に犬の登録を申請しなければならない(狂犬病予防法第4条第1項)、生後91日以上の子犬の所有者は、その犬について、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に毎年一回受けさせなければならない(狂犬病予防法第5条第1項及び狂犬病予防法施行規則第11条第1項)。</p> <p>狂犬病は、発症すれば致死率が100%であり、世界では年間約5万5,000人が死亡しており、そのうち半数以上はアジア地域での発生とされている。</p> <p>しかし、我が国においては、昭和32年に猫に感染した例を最後に50年間以上発生しておらず、狂犬病清浄地域とされている。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>狂犬病予防注射の実施頻度については、昭和60年に従来半年に1回から現行の1年に1回へと見直しが図られている(地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律(昭和60年法律第90号)第20条)が、厚生労働省によると、その理由は、i) 59年に有効期間1年の狂犬病予防注射が薬事承認されたこと、ii) 地方公共団体の予防注射実施に係る業務負担の軽減等を図るためとしており、その後、約30年間、予防注射の実施頻度は見直されていない。</p> <p>また、現在、我が国で製造販売が認められている狂犬病予防注射(狂犬病ワクチン)は5種類あるが、狂犬病予防法を所管する厚生労働省及び動物用医薬品の製造販売の承認制度を所管する農林水産省に対し、狂犬病予防注射の免疫効果が持続する期間等について照会したところ、表1のとおり、免疫効果が持続する期間(以下、本事例において「免疫持続期間」という。)が具体的にどの程度であるかの回答は</p>

得られなかった。

表1 狂犬病予防注射の免疫持続期間の把握の有無等

区分	免疫持続期間の把握の有無等
厚生労働省	動物用医薬品である狂犬病ワクチンの承認等の業務は所管していないため、言及できる立場にない。
農林水産省	免疫持続期間は承認している事項ではないことから、個別のワクチンの免疫持続期間については言及する内容ではない。

(注) 当省の調査結果による。

調査した10保健所からは、狂犬病の危険性を踏まえ、予防注射を廃止すべきとの意見はなかったものの、i) 狂犬病予防注射の有効期間が1年であるならば1年に1回の予防注射の義務付けは妥当である、ii) 外国には有効期間が2年～3年の予防注射もある、iii) 科学的に1年以上の期間効果のあるワクチンが開発されれば実施頻度を延長しても支障はないとの意見があった。

一方、狂犬病の予防注射の実施時期を毎年4月から6月までの間に限定している理由について、厚生労働省は、市町村による集合注射や、犬の所有者に対する一律の接種呼びかけ等を短期間に集中して行うことにより、予防注射の注射率を高めるためとしている。

しかし、調査した1保健所では、犬の体調の状況によっては、当該期間内に予防注射を受けさせることが困難な場合もあるため、実施時期を自由にすべきではないかとの意見もみられた。

狂犬病予防注射を行う趣旨は、狂犬病の発生を未然に防ぐため、1年に1回の確実な接種を全ての犬の所有者に行わせることであるが、実施時期を限定しなくても、集中的な広報活動を行うことは可能であり、予防注射の実施時期を限定していることについて、見直しを図る余地はあると考えられる。

なお、犬の登録頭数に基づいた狂犬病予防注射の注射率（衛生行政報告例（平成24年度））は72.4%であるが、犬の飼育頭数の推計に基づいた注射率（「狂犬病の感受性動物の生体把握のための調査研究（平成22年度厚生労働科学研究）」及び「平成24年度全国犬・猫飼育実態調査結果（一般社団法人ペットフード協会）」）は、表2のとおり、50%を下回る状況がみられる。



表2 犬の登録頭数、飼育頭数及び狂犬病の予防注射の注射率

区分	衛生行政報告例	狂犬病の感受性動物の生体把握のための調査研究（厚生労働科学研究）	平成24年度全国犬・猫飼育実態調査結果（一般社団法人ペットフード協会）
登録頭数 (飼育頭数)	678万5,959頭	(約1,000万頭)	(約1,150万頭)
注射率	72.4%	約49%	約43%

(注) 1 衛生行政報告例（平成24年度）、「狂犬病の感受性動物の生体把握のための調査研究」（平成22年度厚生労働科学研究）及び「平成24年度全国犬・猫飼育実態調査結果」（一般社団法人ペットフード協会）に基づき当省が作成した。

2 「狂犬病の感受性動物の生体把握のための調査研究」及び「平成24年度全国犬・猫飼育実態調査結果」における注射率は、衛生行政報告例（平成24年度）の注射頭数（491万4,347頭）を用いて当省が試算した。